

「プラス青葉台」2階 会員規約

東急株式会社(以下「東急(株)」という。)は、プラス青葉台2階(以下「本施設」という。)の会員(以下「会員」という。)に関し、以下のとおり会員規約(以下「本会員規約」という。)を定める。なお、会員となることを希望する者は、本会員規約に基づき、会員となり、会員資格を有することにより、本施設を一時利用できるものとする。

第1条 (本施設の場所、目的等)

1.本施設は、神奈川県横浜市青葉区青葉台1-13-1に所在する建物(以下「本建物」という。)の2階の一部区画を東急(株)が日本郵便株式会社より借地借家法第38条第1項に基づく定期建物賃貸借契約(以下「本建物契約」という。)によって期間限定(2031年3月31日まで)で賃借し、運営する期間限定(2031年2月28日まで)の施設であり、次の各号のスペースにより構成されるものとする。

(1)コミュニティラウンジスペース(以下「コミュニティラウンジ」という。)

(2)イベントスペース

(3)ワークラウンジスペース(以下「ワークラウンジ」という。)

2.本施設は、他の会員と場所や時間の共有を通じ、会員相互の協業、交流を図りながら、会員の自己実現を促進することを目的とする。

3.コミュニティラウンジは、共用の机・椅子・本棚が設置されたスペースで、会員が歓談や学業、趣味などのデスクワークを他の会員と交流を図りながら行うことにより、趣味等の仲間作り、コミュニティ醸成を行うことができる場とする。また、コミュニティラウンジでは、次の各号の別途オプションサービスを利用することができるものとする。

(1)「展示棚貸出サービス」

4.イベントスペースは、机・椅子を備えたスペースで、会員が会員のゲストとなる本施設の存する地域の学生、教育関係者、商店その他の個人事業者等とワークショップを開催したり、会員のゲストとなる者が属する教育組織・町会・商店会などの地域団体の会合を開催したりすることができるものとする。

5.ワークラウンジは、会員が執務等のデスクワークを、他の会員と交流を図りながら行うことを目的としたスペースで、次の各号のエリアにより構成されるものとする。

(1)共用の机・椅子が設置された「ラウンジエリア」

(2)専用に使用できる机・椅子が設置された「個別ブース」

(3)電話・オンライン会議をする場合に使用する「テレカンブースエリア」

6.ワークラウンジでは、次の各号の別途オプションサービスを利用することができるものとする。

(1)「会議室貸出サービス」

(2)「専用ロッカーサービス」

(3)「郵便物受取代行サービス」

(4)「商業登記利用サービス」

第2条 (会員の種類)

会員の種類は、次の各号のとおりとし、各種別の会員が利用できる本施設のスペース、施設、オプションサービスは別紙に定めるとおりとする。

- (1) ワークラウンジ会員
- (2) 個別ブース会員
- (3) 3階事務所契約者会員
- (4) ドロップイン会員
- (5) コミュニティラウンジ会員
- (6) イベントスペース会員

第3条 (ゲスト)

1. 会員は、東急(株)が認めた場合、次の各号にしたがい、会員以外の者を同伴することができるものとする(当該同伴する会員以外の者を以下「ゲスト」という)。
 - (1) 貸し会議室またはイベントスペースにおいて、貸し会議室またはイベントスペースの定員内に収まる人数の範囲内で、第4条第4項各号を満たす者を同伴することができるものとする。
 - (2) コミュニティラウンジにおいて、満12歳未満の自らの子を同伴することができるものとする。
2. 会員は、自らのゲストに対し、本会員規約および本会員規約に付随して東急(株)が別途定める施設利用規約(以下「本施設利用規約」という。)に規定された自らの義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、ゲストによる本施設の利用に関し、一切の責任を負うものとする。
3. 会員は、自らのゲストに対して、本施設の受付にて受付簿に、東急(株)が定める必要事項を記入の上、本施設に入室させ、当該ゲストを、すみやかに貸し会議室、イベントスペースまたはコミュニティラウンジに誘導するものとする。

第4条 (会員登録、契約の成立)

1. 会員となることを希望する者(以下「会員希望者」という。)は、本会員規約および本施設利用規約の内容を承諾のうえ、第2条に定めるいずれかの会員の種類で、東急(株)所定の方法で会員登録の申込みをするものとする。
2. 会員希望者は、前項の申込みの際、第2条各号に定める会員の種類に応じて、次の必要書類を提出するものとする。
 - (1) ワークラウンジ会員身分証明書
 - (2) 個別ブース会員身分証明書(利用者全員分)
 - (3) 3階事務所契約者会員本建物3階の事務所区画に関する東急(株)との間の賃貸借契約書の写し
 - (4) ドロップイン会員身分証明書
 - (5) コミュニティラウンジ会員身分証明書
 - (6) イベントスペース会員身分証明書
3. 会員希望者が第1項の申込み時点で未成年の場合には、前二項のほか、東急(株)所定の手続きとして、会員希望者の親権者による会員希望者を会員とする申込みを要するものとする。なお、この場合、本

会員規約に基づく東急(株)との契約当事者は当該親権者とし、当該親権者は、自らは会員の資格を行使せず、自らの責任にて会員希望者に自らの会員資格を代行させることができるものとする。

4.会員希望者は、次の各号の全てを満たす者でなければならないものとする。

(1)自然人(個人)

(2)会員登録の申込み時点で満12歳以上である。なお、未成年の場合には前項の親権者も、本項各号を満たすものとする。

(3)本会員規約、本施設利用規約および本建物の館内規則その他本建物の管理上定められた事項を遵守する者、かつ、これらに違反する恐れがない者

(4)第17条に定める反社会的勢力に該当しない者

(5)過去に本会員規約または本施設利用規約に違反し、会員資格を喪失したことがない者

(6)ワークラウンジ会員および個別ブース会員については、会員登録の申込み時点で満18歳以上である者

(7)3階事務所契約者会員の会員希望者については、本建物3階の事務所区画を東急(株)から賃借している自然人または法人の役職員(ただし、当該区画内に従事する者に限る)

5.東急(株)は、前各項に基づく手続きにおいて会員希望者から申し込みを受けた後、会員登録のための審査を行い、東急(株)が当該会員希望者の会員登録を承認した旨を書面等により明示することで、会員希望者(会員希望者が満12歳以上満18歳未満の未成年者の場合にはその親権者)と東急(株)との間で本会員規約に基づく本施設の会員契約(以下「本会員契約」という。)が成立し、会員登録が完了(会員登録の完了日を以下「登録日」という。)するものとする。なお、審査方法、審査過程、および審査の内容等については、いかなる場合も東急(株)は開示しないものとする。

6.本会員契約においては、本会員規約に基づき本施設を利用できる資格を東急(株)が会員に付与するものであり、会員には本施設に関する借地借家法上の借家権若しくは民法上の賃借権は何ら発生せず、東急(株)が会員に対し、本施設の排他的な占有権限を与えるものではないものとする。

7.会員が、事前の申し出なく、最後に利用した日から起算して1年間継続して本施設を会員として利用しなかった場合には、東急(株)は、会員に通知すること無く、当該会員との本会員契約を解除できるものとする。

第5条(会員情報の変更手続)

1.会員は、前条第1項の申込みの際に、会員情報として登録された氏名、住所、電話番号等の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに東急(株)所定の方法により変更手続を行うものとする。

2.東急(株)が会員に通知する場合は、会員情報として登録された連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとする。なお、会員が前項の変更手続を怠り、東急(株)からの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに東急(株)からの通知が会員に到達したものと、東急(株)からの通知が延着または届かなかったことにつき、東急(株)は責任を負わないものとする。

第6条(会員登録通知とセキュリティカードの取り扱い)

1.東急(株)は、会員登録を承認した会員に対して、会員登録が完了した旨を書面等により通知するものとする。

- 2.東急(株)は、ワークラウンジ会員、個別ブース会員および3階事務所契約者会員に対して、受付有人時間外(18時から22時まで)に本施設に入室することができるセキュリティカード(以下「セキュリティカード」という。)を貸与するものとする。
- 3.会員は、セキュリティカードの取り扱いについて次の各号を遵守するものとする。
 - (1)善良なる管理者の注意をもってセキュリティカードを保持し、紛失、盗難に遭わないように管理するものとする。
 - (2)セキュリティカードを複製したり、他の会員やその他第三者に譲渡、貸与等してはならないものとする。
 - (3)セキュリティカードの紛失、盗難または破損等が生じた場合、会員は直ちに東急(株)に届け出るものとし、この届出を怠り、東急(株)に損害が生じた場合は、会員がその賠償責任を負うものとする。
 - (4)セキュリティカードを再発行する必要がある場合は、再発行費用として金1,500円(別途消費税等)を負担することを予め承諾するものとする。
- 4.会員は、本会員契約が解約、解除その他事由如何にかかわらず終了した場合には、直ちにセキュリティカードを東急(株)に返還し、また、本会員契約終了日までに発生する会員の東急(株)に対する金銭債務があるときには、当該債務を東急(株)が指定する期日までに、東急(株)が指定する方法で支払うものとする。

第7条 (登録料)

- 1.会員は、登録日以降の本施設の初回利用時に、東急(株)に対して別紙に記載の登録料を別紙に定める方法により支払うものとする。
- 2.会員が東急(株)に対し一旦支払った登録料について、東急(株)は、東急(株)に故意または重過失があるために返金義務が認められる場合を除き、理由の如何を問わず返金しないものとする。

第8条 (会費および会員資格)

- 1.会員は、その種類に応じて、前条の登録料とは別途、別紙に定める会費(以下「会費」という。)を、別紙に定める期日までに、別紙に定める方法により、東急(株)に支払うことによって、その種類に応じた会員資格を得ることができるものとし、別紙に定める期間(以下「会員期間」という。)に限り、その種類に応じて本施設に入室して、本施設を利用し、別途オプションサービスの申し込みをすることでオプションサービスを利用する資格を有するものとする。
- 2.ワークラウンジ会員、個別ブース会員、3階事務所契約者会員およびコミュニティラウンジ会員の会員期間の単位は「月間」(毎月1日から末日まで。なお、登録日が月の途中である場合は、登録日から登録日が属する月の末日までとする。)とし、前項の支払期日までに第9条に定める会員資格休止届を東急(株)に提出しない限り、翌月も会員期間を継続する旨の申込があったものとみなすものとする。なお、会費は、本施設の利用の有無にかかわらず、登録日から支払義務が発生するものとし、前項の支払期日において当月分の会費の支払義務が発生するものとする。なお、登録日が月の途中である場合においても、当月の会費については、別紙記載の会費の額とし、日割り計算はしないものとする。

- 3.各会員の種類ごとの会員資格を有する会員数、本施設の利用状況によっては、東急(株)は、会員に対し、会員期間の継続を拒絶し、会費支払の受付を停止できるものとする。この場合、会員は、継続して希望する期間の会員資格を有することができないことを、予め承諾するものとする。
- 4.会員が東急(株)に対し一旦支払った会費について、東急(株)は、東急(株)に故意または重過失があるために返金義務が認められる場合を除き、理由の如何を問わず返金しないものとする。

第9条 (会員資格休止届)

- 1.会員資格を休止したい場合は、会員は、東急(株)に対し、東急(株)が別途定める申出期日、方法にて東急(株)に対し会員資格休止届を提出しなければならないものとする。当該会員資格休止届が受理された場合、会員資格休止届により申し出た希望日をもって本会員契約を資格休止をすることができるものとする。
- 2.前項に基づき会員資格休止届が受理された会員は、会員資格休止期間中は、会員資格を失い、当該会員としては、本施設を利用できないものとする。なお、当該会員資格休止期間については第8条第1項に定める会費の支払義務を負わないものとする。
- 3.第1項に基づき会員資格休止届が受理された会員は、会員資格の再開を希望する場合、再開を希望する会員期間の会費の支払期日の前日までに、東急(株)に対し、東急(株)所定の会員資格再開届を提出し、第8条第1項に定める会費を支払うことにより、会員資格が復活し、その種類に応じて本施設に入室して、本施設を利用できるものとする。ただし、第8条第3項のとおり、必ずしも会員資格が復活されるものではないものとする。

第10条 (不可抗力等による本会員契約の終了)

次の各号のいずれかが生じた場合には、本会員契約は当然に終了し、会員の会員資格が消滅し、また、会員登録が失効されるものとし、この場合、東急(株)は、会員その他本施設の利用者(以下「会員等」という。)が被った損害について、その賠償責任その他の責を負わないものとする。

- (1)天変地異その他、東急(株)および会員等の責に帰すことのできない事由により、本建物若しくは本施設の全部または一部が滅失または破損し、本施設の利用が不可能または困難となった場合
- (2)期間満了、その他理由の如何にかかわらず、本建物契約が終了した場合

第11条 (契約の解除)

会員が次の各号のいずれかに該当するときには、東急(株)は、会員に対し催告その他何らの手続きを要すること無く、直ちに当該会員との本会員契約を解除することができるものとする。

- (1)会員が会員登録その他のために東急(株)に対し提出した書類、その他の情報に、誤りがあり、第4条第4項各号、その他の会員の要件を満たさないことが判明したとき。または、会員が虚偽若しくは不正により会員となったことあるいは会員資格を得たことが判明したとき。
- (2)会員が第7条第1項の登録料、第8条第1項の会費の支払いが、支払期日が属する月から起算して3ヶ月間(支払期日が属する月も含める。)分以上遅滞し、東急(株)が相当期間をもって催告をしたにもかかわらず、当該期間内にこれに応じなかったとき。
- (3)本施設利用規約で定める禁止事項のいずれか一つにでも違反したとき。

- (4) 会員に信用を失墜する事実があったとき。
- (5) 第三者から会員の財産に対する差押え、保全処分申請、競売の申立て、破産、民事再生、会社更生の申立てを受けたとき、または自ら破産、民事再生、会社更生の申立てを行ったとき。
- (6) クレジットカード決済の不承認、税金滞納処分その他これらに類する信用悪化状態が生じたとき。
- (7) 会員において、後見開始審判、保佐開始審判、補助開始審判、任意後見監督人の選任(任意後見人の代理権の効力発生。)がなされたとき。
- (8) 刑罰に処せられたとき。
- (9) 本建物、日本郵便株式会社、または、東急(株)の名誉、信用、ブランドを損なう行為若しくはその恐れがある行為を行ったとき。
- (10) 東急(株)、他の会員等、または本建物の他の利用者に対する迷惑行為等があったとき。
- (11) 会員において、死亡または失踪したとき。
- (12) 前各号の他、本会員規約、本施設利用規約、本建物の館内規則等に対する違反行為があったとき。

第 12 条 会員による解約(退会)

1. 会員は、本会員契約を解約し、本施設の会員からの退会を希望する場合、または第 1 条第 6 項に定めるオプションサービスの解約を希望する場合には、東急(株)が別途定める申出期日、方法にて東急(株)に対し解約届を提出し、当該解約届が受理された場合、解約希望日をもって本会員契約を解約することができるものとする(当該解約日を以下「解約日」という。)。ただし、解約届に不備がある場合、東急(株)は本会員契約の解約を認めないことができるとし、その場合、不備の内容をすみやかに当該会員に連絡するものとする。
2. 前項の会員による手続きは、会員の代理人による手続きまたは電話その他前項以外の方法による申し出は不可とする。
3. 解約日が第 8 条第 1 項に規定する会費の支払期日の翌日以降になる場合、会員は翌月分の会費の支払義務を負い、支払われた翌月分の会費については返金しないものとする。

第 13 条 (遵守・禁止・協力・承諾事項)

1. 会員は、本施設が、第三者が所有する本建物の一部を東急(株)が賃借し、運営されている施設であることを理解し、本施設の利用に当たっては、本会員規約および本施設利用規約の他、本建物の館内規則その他本建物の管理上定められた事項を遵守しなければならないものとする。
2. 会員は、第三者へ会員資格の貸与・譲渡等をしてはならないものとする。なお、セキュリティカードの貸与・紛失・盗難その他理由の如何を問わず、会員以外の者が当該会員のセキュリティカードを所持または利用した事実が発覚した場合には、東急(株)は、当該セキュリティカードおよび会員資格の効力を停止させる等の措置をとることができるものとする。
3. 会員は、本施設の利用状況や使い方等に関するアンケートに対する回答に協力するものとする。
4. 会員は、東急(株)が運営管理する法人企業相乗り型サテライトシェアオフィス(NewWork)の利用資格を有する者が、執務スペースとしてワークラウンジを利用することについて承諾するものとする。

第 14 条 (損害賠償)

1. 会員が、故意または過失により、本建物、本施設(本施設内に設置された設備、什器、備品等を含む。)、東急(株)、他の会員等または他の第三者に人的または物的損害(破損、故障、焼損等。)を与えたときは、会員は速やかにその旨を東急(株)に対し通知し、かつその請求に従い、直ちに会員の責任と費用負担で当該損害を賠償しなければならないものとする。また、東急(株)以外に対し損害を賠償する場合、会員は誠実に対処し、自ら責任をもって解決するものとし、東急(株)に迷惑および損害をかけるものとする。
2. 東急(株)の責に帰すことのできない事由により、本施設内で会員等に対して損害が発生した場合には、東急(株)は一切の責任を負わないものとする。
3. 会員は、会員の責任において、ゲストに対しても、本条の義務を遵守させなければならないものとする。

第 15 条 (免責事項)

1. 会員等が本施設の利用に際して生じた一切の事象について、東急(株)に故意または重大な過失があった場合を除き、東急(株)はその責任を負わず、また会員等に対する損害賠償義務も負わないものとする。
2. 会員同士あるいは会員と第三者の間に生じたトラブルについては当該会員が解決するものとし、東急(株)は仲裁などの義務を負わないものとする。
3. 会員は、本施設において、会員が所有または占有する動産等(以下「私物等」という。)の管理を自己の責任で行わなければならないが、会員やゲスト等の私物等に紛失、盗難、破損または汚染等の損害が生じても、東急(株)は、東急(株)の故意または重過失による場合を除き、一切その責任を負わないものとする。
4. 本施設は、東急(株)が日本郵便株式会社より本建物契約により期間限定により賃借し、東急(株)が運営する施設であることから、理由の如何にかかわらず、本建物契約が終了した場合は本施設が閉鎖される場合があり、万が一本施設の閉鎖により会員に損害が生じたとしても東急(株)はその責任を負わないものとする。
5. 本施設は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本施設の全部または一部を臨時休業または閉鎖する場合があり、万が一本施設の臨時休業または閉鎖により会員に損害が生じたとしても東急(株)はその責任を負わないものとする。
 - (1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - (2) 本施設の増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - (3) 本施設の水道、電気等が停止したとき。
 - (4) 法令の制定改廃または行政庁による処分、行政指導若しくは命令等があったとき。
 - (5) 前各号の他、本施設を営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
6. 会員期間中に、前項により本施設の全部または一部の利用ができない期間があったとしても、東急(株)が認める場合を除き、会員は会費の支払義務を軽減または免除されるものではない。

第 16 条 (個人情報取り扱い)

1.東急(株)は、会員登録および変更等の本会員規約における各種手続き等に際して、会員(会員が満12歳以上満18歳未満の未成年者の場合、会員の親権者も含む)の次の各号の情報(総称して以下「本件個人情報」という。)を、次項に定める目的のために取得するものとする。

- (1)氏名
- (2)生年月日
- (3)住所
- (4)電話番号
- (5)緊急連絡先の各種情報
- (6)前各号の他、会員から提供を受ける一切の個人情報
- (7)会員番号、種別、会員資格に関する情報、および、本施設の各スペース、施設、オプションサービスの手続き、予約、利用実績など本施設、サービスに関連する情報
- (8)前各号のほか、東急(株)が会員の管理等に必要な情報

2.東急(株)は、本件個人情報を、次の各号の目的のために利用するものとする。

- (1)会員登録手続きおよび登録した個人情報の変更等の各種手続き
- (2)会員へのイベント等の通知および各種情報の提供
- (3)東急(株)が実施する他事業のご案内
- (4)本施設に関するアンケートの実施
- (5)会員からのお問合せやご相談等への対応
- (6)本施設の防犯・安全管理のため
- (7)前各号の他、本施設の運営に付随する業務

3.前二項のほか、東急(株)は、個人情報の取り扱いに関して東急(株)ホームページ

(https://www.tokyu.co.jp/company/csr/society/transmission/privacy_policy1.html)に掲示する個人情報保護ポリシーを制定しており、当該個人情報保護ポリシーに従い本件個人情報を取り扱うものとする。

第17条 (反社会的勢力の排除)

1.会員は、東急(株)に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとする。

- (1)自らおよびゲストが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(総称して以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと。
- (2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本会員契約を締結するものでないこと。

2.前項のほか、会員は、自らおよびゲストが直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことおよび今後行う予定がないことを表明し、保証するものとする。

- (1)本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
- (2)自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
- (3)偽計または威力を用いて東急(株)の業務を妨害し、または東急(株)の信用を毀損する行為。
- (4)反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為。

- (5)反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
- (6)反社会的勢力が会員の事業に関与する行為。
- 3.東急(株)は、会員が、前二項に違反していると合理的に判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要すること無く、当該会員との本会員契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。
- 4.東急(株)は前項により会員等が損害を被ったとしても、これを賠償する義務を負わないものとする。

第 18 条 (秘密保持)

- 1.本会員規約において「秘密情報」とは、会員が本施設を利用することに伴い知り得た東急(株)または他の会員または会員以外の本施設の利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいうものとする。
- 2.会員が本施設を利用することに伴い、他の会員等または東急(株)の秘密情報を知得した場合、会員は、善良なる管理者の注意をもって、当該秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の事前の許可無くソーシャルネットワークサービス(SNS)や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示しまたは漏洩、公開若しくは利用してはならないものとする。万が一、会員が本項の規定に違反し、紛争が生じたとしても、東急(株)は、当該紛争の発生が東急(株)の故意または重過失による場合を除き、その責任を負わないものとする。
- 3.本施設は、本会員規約および本施設利用規約等に基づき、多数の利用者が共用する施設であり、その特性に鑑み、会員は、自らの責任で秘密情報を管理しなければならず、万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合でも、東急(株)は、当該漏洩が東急(株)の故意または重過失による場合を除き、一切その責任を負わないものとする。

第 19 条 (録画情報の取り扱い)

- 1.東急(株)は本施設の安全管理のため、本当施設内に監視カメラを設置し、映像を録画保存するものとし、会員はこれを予め承諾するものとする。
- 2.前項により録画保存した情報について、東急(株)は原則として会員に開示しないものとする。

第 20 条 (告知、連絡)

会員への本施設に関する情報の告知は、東急(株)が開設する本施設のホームページ(<https://spras-aobadai.net/>)への掲載あるいは東急(株)による会員に向けたメールマガジンの配信、本施設内の掲示板に書面を掲示する方法により行うものとする。

第 21 条 (本会員規約の変更)

- 1.本会員規約は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、東急(株)は次の各号の場合に、東急(株)の裁量により本会員規約を変更することがあるものとする。
 - (1)本会員規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本会員規約の変更が、本会員契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2.前項により、東急(株)が本会員規約を変更する場合、本会員規約を変更する旨および変更後の会員規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、本施設のホームページ(<https://spras-aobadai.net/>)に掲示し、または会員に電子メールで通知するものとする。
- 3.変更後の本会員規約の効力発生日以降に、会員が本施設を利用したときは、本会員規約の変更に同意したものとみなすものとする。

第22条(準拠法、裁判管轄)

本会員規約および本会員契約は、準拠法を日本法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。

以上